

NPO 法人ふろむな一ど 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、NPO 法人ふろむな一どという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市緑区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、障害児者に対し地域生活における様々な支援を行うことで、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げた種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

(3) 道路運送法施行規則第 51 条に規定する福祉有償輸送

(4) 障害者の地域生活の自立を促進するための住居及びグループホームの設置運営企画及び賃貸業

(5) 障害福祉サービス事業所の運営支援

(6) その他、この法人の目的を達成するために必要な活動

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 1 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）条の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人

にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第 8 条 正会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

退会届の提出したとき。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 1 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 10 人以下
- (2) 監事 1 人以上 2 人以下

2 理事のうち、1 名を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第 14 条 理事は理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は総会において選任する。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
(権能)

第 22 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 監事の選任及び役員解任に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) その他、この法人の運営に関する重要事項

2 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会費に関する事項
- (4) 理事の選任及び役員報酬等に関する事項
- (5) 事業計画及び予算に関する事項
- (6) 多額の金銭の借入れその他新たな義務の負担及び重要な財産の処分
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する重要事項
(開催)

第 23 条 通常総会は、年 1 回、毎事業年度終了後速やかに開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

3 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第 24 条 会議は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から、30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

4 会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 会議の議長は、理事長、又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 会議における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した構成員の 2 分の 1 以上の同意があった場合はこの限りではない。

2 会議の議事は、この定款に規定する者のほか、総会においては出席した正会員の過半数、理事会においては理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 理事長は、簡易な事項又は急を要する事項について、理事が書面、ファクシミリ又は電子メールにより、賛否を示すことにより、理事会の議決とすることができる。

(表決権等)

第 28 条 総会における各正会員及び理事会における各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電子メールをもって表決することができる。また、総会においては、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した構成員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 36 条の適用については、会議に出席したものとみなす。

4 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員総数及び出席者数並びに理事会における出席者氏名（書面表決者又は表決委任者があつた場合には、総会においてはその数、理事会においてはその旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたこととみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第32条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(暫定予算)

第33条 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長が、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後すみやかに総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第36条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第37条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定するものから総会において選定する者に帰属する。

(合併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第41条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	太田 幸弘
理事	石橋 陽子
理事	出口 博喜
理事	菊地原 功介
監事	中村 治子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第22条第2項第5号の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第35条の規定に関わらず、成立の日から平成30年3月

31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

年会費 正会員 年 0円

附則

この定款は、平成30年7月6日から施行する。

附則

この定款は、 年 月 日から施行する。

2025年度 事業計画書

法人の名称

NPO法人ぷるむな一ど

1 事業活動方針

- 重症心身障害児者等の重度障害者や医療的ケアの必要な障害児者の通院、外出及び通学支援を行うため、福祉有償移動サービス事業、障害福祉サービス事業所への通所時の送迎サービス並びに通学時の送迎サービスを実施する。
- 重症心身障害児者等を対象とする移動支援、居宅介護事業及び重度訪問介護事業
- 障害福祉サービス事業所の送迎その他の業務の受託事業を実施する。
- 障害福祉サービスに対する理解促進と地域交流の場を提供する。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

ア 居宅介護・重度訪問介護

- ・ 内容 通院等介助、外出支援、居宅における介護
- ・ 日時 通年
- ・ 場所 横浜市緑区、青葉区、都筑区内を主な事業実施地域とする。
- ・ 従業員人数 10名
- ・ 受益対象者 重症心身障害者等の重度障害者 月延べ30名
- ・ 支出見込額 7,200,000 円

② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

ア 横浜市移動支援・通学通所支援事業

- ・ 内容 障害児者の通学、通所時の送迎事業
- ・ 日時 通年
- ・ 場所 横浜市緑区、青葉区、都筑区内を主な事業実施地域とする。
- ・ 従業員人数 5名
- ・ 受益対象者 重症心身障害者等の重度障害者 月延べ20名
- ・ 支出見込額 4,800,000 円

③ 道路運送法施行規則第51条に規定する福祉有償輸送

ア 福祉有償輸送事業

- ・ 内容 障害児者の外出時の有償輸送サービス
- ・ 日時 通年
- ・ 場所 横浜市緑区、青葉区、都筑区内を主な事業実施地域とする。
- ・ 従業員人数 4名
- ・ 受益対象者 重症心身障害者等の重度障害者 月延べ50名
- ・ 支出見込額 1,500,000 円

④ 障害福祉サービス事業所の運営支援

ア 障害福祉サービス事業所受託事業

- ・ 内容 障害福祉サービス事業所の送迎車運転、会計の受託
- ・ 日時 通年
- ・ 場所 横浜市緑区の障害福祉サービス事業所
- ・ 従業員人数 10名
- ・ 受益対象者 重症心身障害者等の重度障害者 月延べ600名
- ・ 支出見込額 7,200,000 円

イ ぷるむな一どカフェ

- ・ 内容 地域交流カフェの開催
障害福祉サービス事業所における移動カフェの開催
- ・ 日時 通年
- ・ 場所 横浜市緑区及び都筑区の障害者グループホーム
- ・ 従業員人数 10名
- ・ 受益対象者 重症心身障害者等の重度障害者 25名
- ・ 支出見込額 480,000 円

⑤ 障害者の地域生活の自立を促進するための住居及びグループホームの
設置運営企画及び賃貸業

ア グループホーム設置運営支援事業

- ・ 内容 来年度から実施予定のグループホーム設置計画策定と開設準備支援
及びグループホーム用の住居提供に向けた準備を進める。
- ・ 日時 3月
- ・ 場所 横浜市緑区
- ・ 従業員人数 2名
- ・ 受益対象者 重症心身障害者等の重度障害者
- ・ 支出見込額 0 円

2026年度 事業計画書

法人の名称

NPO法人ぷろむなード

1 事業活動方針

- 重症心身障害児者等の重度障害者や医療的ケアの必要な障害児者の通院、外出及び通学支援を行うため、福祉有償移動サービス事業、障害福祉サービス事業所への通所時の送迎サービス並びに通学時の送迎サービスを実施する。
- 重症心身障害児者等を対象とする移動支援、居宅介護事業及び重度訪問介護事業
- 障害福祉サービス事業所の送迎その他の業務の受託事業を実施する。
- 障害者の地域における住居又はグループホームの設置運営支援又はこれらの提供により、地域における自立生活を支援する。
- 障害福祉サービスに対する理解促進と地域交流の場を提供する。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 ア 居宅介護・重度訪問介護

- ・ 内容 通院等介助、外出支援、居宅における介護
- ・ 日時 通年
- ・ 場所 横浜市緑区、青葉区、都筑区内を主な事業実施地域とする。
- ・ 従業員人数 10名
- ・ 受益対象者 重症心身障害者等の重度障害者 月延べ30名
- ・ 支出見込額 7,200,000 円

② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 ア 横浜市移動支援・通学通所支援事業

- ・ 内容 障害児者の通学、通所時の送迎事業
- ・ 日時 通年
- ・ 場所 横浜市緑区、青葉区、都筑区内を主な事業実施地域とする。
- ・ 従業員人数 5名
- ・ 受益対象者 重症心身障害者等の重度障害者 月延べ20名
- ・ 支出見込額 4,800,000 円

③ 道路運送法施行規則第51条に規定する福祉有償輸送 ア 福祉有償輸送事業

- ・ 内容 障害児者の外出時の有償輸送サービス
- ・ 日時 通年
- ・ 場所 横浜市緑区、青葉区、都筑区内を主な事業実施地域とする。
- ・ 従業員人数 4名
- ・ 受益対象者 重症心身障害者等の重度障害者 月延べ50名
- ・ 支出見込額 1,500,000 円

④ 障害福祉サービス事業所の運営支援

ア 障害福祉サービス事業所受託事業

- ・ 内容 障害福祉サービス事業所の送迎車運転、会計の受託
- ・ 日時 通年
- ・ 場所 横浜市緑区の障害福祉サービス事業所
- ・ 従業員人数 10名
- ・ 受益対象者 重症心身障害者等の重度障害者 月延べ600名
- ・ 支出見込額 7,200,000 円

イ ぷろむなードカフェ

- ・ 内容 地域交流カフェの開催
障害福祉サービス事業所における移動カフェの開催
- ・ 日時 通年
- ・ 場所 横浜市緑区及び都筑区の障害者グループホーム

- ・ 従業員人数 10名
- ・ 受益対象者 重症心身障害者等の重度障害者 25名
- ・ 支出見込額 480,000 円

⑤ 障害者の地域生活の自立を促進するための住居及びグループホームの設置運営企画及び賃貸業

ア グループホーム設置運営支援事業

- ・ 内容 グループホーム設置計画の策定と開設準備の支援
グループホーム用の住居の提供
- ・ 日時 通年
- ・ 場所 横浜市緑区に設置予定の障害者グループホーム
- ・ 従業員人数 2名
- ・ 受益対象者 重症心身障害者等の重度障害者 5名
- ・ 支出見込額 1,800,000 円

2026年度 活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

法人の名称 NPO法人ふろむな一ど

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取寄附金		
受取寄附金	1,000,000	
2 事業収益		
障害福祉サービス事業収益	7,200,000	30000円×20名×12か月
地域生活支援事業収益	4,800,000	20000円×20名×12か月
福祉有償移動サービス事業収益	1,500,000	5000円×25名×12か月
受託料収益(受託事業)	7,200,000	600000円×12か月
販売収益(ふろむな一どカフェ)	480,000	40000円×12か月
受託料収益(グループホーム設置計画)	1,800,000	150000円×12か月
3 その他収益		
雑収益	200,000	
経常収益計	24,180,000	
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	19,200,000	1600000円×12か月
法定福利費	1,152,000	
退職給付費用	720,000	60000円×12か月
福利厚生費	50,000	
人件費計	21,122,000	
(2) その他経費		
旅費交通費	50,000	
通信運搬費	50,000	
消耗品費	100,000	
水道光熱費	120,000	
車両費	100,000	
修繕費	50,000	
保険料	50,000	
諸会費	20,000	
研修費	50,000	
地代家賃	660,000	55000円×12か月
委託料	528,000	
支払手数料	80,000	
減価償却費	0	
その他経費計	1,858,000	
事業費計	22,980,000	
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当		
人件費計	0	
(2) その他経費		
通信運搬費	10,000	
消耗品費	50,000	
水道光熱費	60,000	
地代家賃	60,000	
賃借料	10,000	
支払手数料	10,000	
その他経費計	200,000	
管理費計	200,000	
経常費用計	23,180,000	
当期経常増減額	1,000,000	
III 経常外収益	500,000	
経常外収益計	500,000	
IV 経常外費用		
経常外費用計	0	
当期正味財産増減額	1,500,000	
前期繰越正味財産額	▲ 15,237,387	
次期繰越正味財産額	▲ 13,737,387	